

## 第5章 国の基本指針に即して定める「第5期障害福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の「基本指針」(※)に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、平成18～20年度を第1期計画、平成21～23年度を第2期計画、平成24～26年度を第3期計画と位置付け、障害者基本法に基づく障害者計画と別に策定しておりましたが、平成27～29年度の第4期計画においては、障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として策定しました。平成30～32年度の第5期計画においても、引き続き「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置づけ、本県の障害福祉サービス提供体制等を明示します(第5章、第7章)。

#### ※ **国の「基本指針」**

根拠規定：障害者総合支援法第87条(基本指針)

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、140～142ページに掲載

#### (2) 第5期計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としています。専門的な支援については、広域的な取り組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

#### (4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

##### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

##### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

#### (5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第5期障害福祉計画の目標年度である平成32年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

##### ①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

## 2 数値（成果）目標

### （1）平成32年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成32年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定します。

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 数値目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



###### 【県の数値目標】

- ・平成32年度末の施設入所者数は、平成28年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の3.2%（74人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

### 【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 平成28年度末の施設入所者数	2,292人	平成28年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
② 平成32年度末の施設入所者数	2,292人	平成32年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
③ 【目標値】 施設入所者数の減少見込み (②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	平成28年度末現在の施設入所者の平成32年度末までの減少見込み数
④ 【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	74人 (3.2%)	平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
(参考) 【第4期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	48人 (2.1%)	平成25年度末時点の施設入所者のうち、平成28年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

### イ 数値目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約200人)ある状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、平成28年度末の施設入所者数の現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化・障がいの重度化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度の中・軽度の方(※)を、32年度末までに、28年度末時点の施設入所者の3.2%(74人)が地域生活へ移行することを目標値とします。  
(※障害支援区分4以下かつ、身体障害3級以下又は療育手帳B1以下の方)

### ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

### 【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	H28年度 (実績)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
障害者支援施設定員数	2,341人	2,341人	2,341人	2,341人	2,341人

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 数値目標の設定

#### 【国の数値目標】

- ・平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は複数市町村による共同設置でも差し支えない）
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・平成32年度末における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成32年度末における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、90%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



#### 【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに全ての圏域において、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・平成32年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。

### 【目標値の積算】

項 目	H32年度目標
① 【目標値】 圏域における協議の場の設置	平成32年度末までに、全ての圏域において、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項 目	H32年度目標
② 【目標値】 市町村における協議の場の設置 (複数市町村による共同設置含む)	平成32年度末までに、複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項 目	H28年度実績	H32年度目標
③ 【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,279人	1,107人

項 目	H28年度実績	H32年度目標
④ 【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	1,074人	969人

項 目	H28年度実績	H32年度目標
⑤ 【目標値】 入院後3ヶ月時点の退院率	63%	69%

項 目	H28年度実績	H32年度目標
⑥ 【目標値】 入院後6ヶ月時点の退院率	84%	84%

項 目	H28年度実績	H32年度目標
⑦ 【目標値】 入院後1年時点の退院率	90%	91%

### イ 数値目標設定の考え方

- 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの連携による支援体制を構築するため、圏域及び市町村において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- 厚生労働省が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」を算出し、1,107人を目標とします。
- 厚生労働省が提示する推計式を用いて「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、969人を目標とします。
- 厚生労働省が定める「入院後3ヶ月時点の退院率」の目標値は69%以上であり、岐阜県においても、69%以上を目標とします。

- 厚生労働省が定める「入院後6ヶ月時点の退院率」の目標値は84%以上であり、岐阜県においても、84%以上を目標とします。
- 厚生労働省が定める「入院後1年時点の退院率」の目標値は90%以上であり、岐阜県においては、91%以上を目標とします。

### ③地域生活支援拠点等の整備

#### ア 数値目標の設定

**【国の指針】**

- ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



**【県の数値目標】**

- ・平成32年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。

#### 【目標値の積算】

項 目	H28年度実績	H32年度目標
<b>【目標値】</b>		
地域生活支援拠点等を各圏域に1つ以上整備	1つ	各圏域に1つ以上

#### イ 数値目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点（複数の事業所・機関による面的整備方式を含む。）としています。
- 国の基本指針においては、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。岐阜県においては、5圏域それぞれに、1つ以上整備することを目標とします。

## ④福祉施設から一般就労への移行等

### ア 数値目標の設定

#### 【国の指針】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



#### 【県の数値目標】

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを目指します。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを目指します。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。



### 【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 平成28年度の年間一般 就労移行者数	191人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した 者の数
② 【目標値】 平成32年度の年間一般 就労移行者数 (増加率 ②÷①)	287人  (1.5倍)	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する 者の数

項 目	数 値	備 考
③ 平成28年度末時点の就労 移行支援事業の利用者数	411人	平成28年度末時点において就労移行支援事業を利用した 者の数
④ 【目標値】 平成32年度末時点の就労 移行支援事業の利用者数 (増加率 ④÷③)	494人  (1.2倍)	平成32年度末時点において就労移行支援事業を利用する 者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 平成28年度末時点の就労 移行率が3割以上の事業 所の割合	24%	平成28年度末時点において就労移行率が3割以上の事業 所の割合
⑥ 【目標値】 平成32年度末時点の就労 移行率が3割以上の事業 所の割合	50%	平成32年度末時点において就労移行率が3割以上の事業 所の割合

項 目	数 値	備 考
⑦ 【目標値】 平成31年度の就労定着支 援による職場定着率	80%	平成30年度に開始した就労定着支援による支援から1 年後（平成31年度）の職場定着率
⑧ 【目標値】 平成32年度の就労定着支 援による職場定着率	80%	平成31年度に開始した就労定着支援による支援から1 年後（平成32年度）の職場定着率

### イ 数値目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、平成32年度の福祉施設から一般就労する者の数は、28年度の実績の1.5倍以上とすることとされています。本県では関係労働施策と連携することで、32年度において28年度の実績の1.5倍以上（287人）を一般就労に結びつけることを目標とします。

この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、本県の27年度実績値（172人）から28年度実績（191人）の伸びが1.1倍となっている状況を踏まえて、国の基本指針と同様の目標とします。

- 国の基本指針においては、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指すとされています。本県では、32年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を、28年度末時点の2割以上（494人）増加することを目指します。

この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、本県の27年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（456人）と、28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（411人）の状況を踏まえて、国の基本指針と同様の目標とします。

- 平成28年度末の就労移行率が3割以上の事業所が24%である状況を踏まえて、国の基本指針と同様に、32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 平成31年度と平成32年度の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率について、国の基本指針と同様に、80%以上とすることを目指します。

## （2）平成32年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、平成32年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の活動指標を次のとおり設定します。

### 【福祉施設から一般就労への移行等 活動指標】

事 項	H28 年度実績	H32 年度見込
(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	190 人	285 人
(2) 障がい者に対する職業訓練の受講者数	34 人	55 人
(3) 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	350 人	420 人
(4) 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	142 人	173 人
(5) 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	128 人	154 人

### 【発達障害者等に対する支援 活動指標】

事 項	H28 年度実績	H32 年度見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2 回	2 回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,595 件	2,600 件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	321 件	320 件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	270 件	270 件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	297 件	300 件

### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

#### (1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

第5期障害福祉計画においては、平成29年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

#### ① 訪問系サービス

##### ア 提供サービスの概要

項目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症やてんかん等で重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第 4 期計画	第 5 期計画		
		29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
居宅介護	人分	1,767	1,869	1,959	2,051
	時間分	25,747	27,518	28,848	30,214
重度訪問介護	人分	40	54	59	66
	時間分	10,167	11,274	11,667	13,361
同行援護	人分	253	281	294	310
	時間分	4,446	4,820	5,040	5,359
行動援護	人分	100	125	140	154
	時間分	1,586	1,876	2,195	2,426
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 事業者に対して広く情報提供を行い、サービスの周知を図ります。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。  
(健康福祉部障害福祉課)  
(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ② 日中活動系サービス（生活介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

## イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	4,658	4,780	4,928	5,088
	人日分	90,827	93,860	97,125	100,211

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携します。

(健康福祉部障害福祉課)

## ③ 日中活動系サービス（自立訓練）

### ア 提供サービスの概要

項目	備 考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

## イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
自立訓練(機能訓練)	人分	3	10	10	13
	人日分	34	134	134	184
自立訓練(生活訓練)	人分	181	229	252	275
	人日分	3,107	3,960	4,380	4,808

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営について提案します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

## ④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

## イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	人分	449	511	570	626
	人日分	6,808	7,809	8,710	9,551
就労継続支援 (A型)	人分	2,303	2,430	2,562	2,698
	人日分	44,999	48,161	50,881	53,657
就労継続支援 (B型)	人分	2,854	3,050	3,204	3,381
	人日分	48,988	52,701	55,385	58,416
就労定着支援	人分	-	117	171	219

(注) 就労定着支援は平成30年度からのサービスであるため、平成29年度実績はない。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して、サービス利用者の動向や圏域で不足しているサービス等に関する情報提供を行うとともに、設置予定市町村からも指導助言等が得られるよう市町村と情報共有を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 就労系サービス事業の特に就労継続支援 (A型) 事業所には、社会福祉事業の経験の少ない管理者や従業者が多いことから、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修等を実施し、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

### イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
療養介護	人分	198	205	211	217

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

## ⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス



## イ サービス見込量

項 目	単 位	第 4 期計画	第 5 期計画		
		29 年度 (実績見込)	30 年度	31 年度	32 年度
短期入所（福祉型）	人分	723	789	848	900
	人日分	3,886	4,250	4,550	4,818
短期入所（医療型）	人分	143	184	204	219
	人日分	492	595	650	708

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスが利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療型短期入所事業を実施する医療機関の増加を図ります。  
(健康福祉部障害福祉課)  
(健康福祉部医療福祉連携推進課)
- 医療的ケアの実態に対応した短期入所の報酬単価の設定を必要に応じ国へ要望するとともに、引き続き受け入れ拡大につながる支援策を実施していきます。  
(健康福祉部障害福祉課)  
(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ⑦ 居住系サービス

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄及び食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス

## イ サービス見込量

項目	単位	第4期計画	第5期計画		
		29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	2,292	2,292	2,292	2,292
共同生活援助	人分	1,128	1,242	1,327	1,422
自立生活援助	人分	-	53	78	108

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

自立生活援助は平成30年度からのサービスであるため、平成29年度実績はない。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

さらに、グループホームの整備に当たり、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等を各圏域に整備します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、圏域障害者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

また、地域の関係機関を対象に、地域生活拠点等の整備・運営に関する研修会を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障害者支援施設と地域との交流の促進、地域生活支援拠点の確保をテーマとした障害者支援施設等に対する研修会を開催し、地域生活をバックアップする体制を整備することにより障がい者が安心して生活ができる環境づくりを検討・推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度の障がい者を中心とした施設入所支援に係る正確な需要を把握するために、調査を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑧ 相談支援

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

### イ サービス見込量

		第4期計画	第5期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	2,453	2,709	2,840	3,001
地域移行支援	人分	4	30	43	57
地域定着支援	人分	2	26	33	48

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 平成31年度に、国において相談支援従事者研修制度の見直しが予定されていることから、その内容を踏まえながら、新しい研修体系を整備し、相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 地域における相談支援ネットワークにおいて、リーダーとして活躍できる人材を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、設置にあたっては、相談支援を担う機関・団体との調整が必要になることから、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議と連携してまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	773	824	872	923
	時間分	12,586	13,472	14,254	15,099
重度訪問介護	人分	13	17	19	24
	時間分	4,828	5,463	5,779	7,109
同行援護	人分	112	121	128	136
	時間分	2,759	2,903	3,015	3,194
行動援護	人分	25	31	41	49
	時間分	384	476	633	764
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	1,630	1,681	1,726	1,776
	人日分	31,056	31,983	32,906	33,853
自立訓練（機能訓練）	人分	1	3	3	4
	人日分	13	58	58	78
自立訓練（生活訓練）	人分	92	108	117	130
	人日分	1,694	1,926	2,114	2,374
就労移行支援	人分	165	180	190	202
	人日分	2,435	2,688	2,847	3,035
就労継続支援（A型）	人分	1,060	1,112	1,160	1,205
	人日分	20,820	21,907	22,859	23,768
就労継続支援（B型）	人分	1,050	1,125	1,188	1,257
	人日分	19,073	20,398	21,541	22,776
就労定着支援	人分	-	40	72	104
療養介護	人分	72	74	77	80
短期入所（福祉型）	人分	220	237	259	269
	人日分	923	1,005	1,096	1,141
短期入所（医療型）	人分	96	122	126	131
	人日分	337	372	385	406

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	781	776	771	763
共同生活援助	人分	422	466	509	554
自立生活援助	人分	-	20	26	40

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	991	1,118	1,178	1,242
地域移行支援	人分	1	7	9	13
地域定着支援	人分	1	6	8	12

## ② 西濃圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	283	296	309	321
	時間分	4,016	4,206	4,383	4,550
重度訪問介護	人分	9	15	15	17
	時間分	2,111	2,319	2,321	2,674
同行援護	人分	40	47	47	51
	時間分	517	591	591	651
行動援護	人分	50	59	62	66
	時間分	873	983	1,050	1,118
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	850	864	896	917
	人日分	16,561	16,921	17,541	17,970
自立訓練（機能訓練）	人分	0	4	4	5
	人日分	0	32	32	42
自立訓練（生活訓練）	人分	24	25	25	26
	人日分	409	444	444	454
就労移行支援	人分	91	102	109	117
	人日分	1,357	1,645	1,764	1,899
就労継続支援（A型）	人分	335	365	392	420
	人日分	6,362	7,174	7,706	8,259
就労継続支援（B型）	人分	498	529	565	600
	人日分	8,445	9,187	9,811	10,424
就労定着支援	人分	-	12	20	27
療養介護	人分	42	43	44	45
短期入所（福祉型）	人分	145	158	169	181
	人日分	805	909	967	1,028
短期入所（医療型）	人分	8	11	13	14
	人日分	30	46	55	60

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	340	338	335	327
共同生活援助	人分	201	228	244	262
自立生活援助	人分	-	7	11	15

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	428	474	464	484
地域移行支援	人分	2	9	10	12
地域定着支援	人分	1	9	9	12

### ③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	229	246	253	263
	時間分	3,270	3,613	3,683	3,772
重度訪問介護	人分	5	6	7	7
	時間分	30	61	71	82
同行援護	人分	36	41	43	43
	時間分	518	559	604	633
行動援護	人分	10	17	17	18
	時間分	71	98	106	111
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	965	1,026	1,065	1,113
	人日分	19,159	20,280	21,100	22,115
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	20
自立訓練（生活訓練）	人分	16	33	39	42
	人日分	298	633	742	779
就労移行支援	人分	48	57	69	79
	人日分	747	890	1,062	1,211
就労継続支援（A型）	人分	414	436	474	522
	人日分	7,976	8,765	9,545	10,545
就労継続支援（B型）	人分	458	511	541	579
	人日分	7,575	8,557	9,037	9,646
就労定着支援	人分	-	17	24	28
療養介護	人分	35	37	39	41
短期入所（福祉型）	人分	197	224	235	251
	人日分	1,172	1,291	1,358	1,436
短期入所（医療型）	人分	17	21	28	34
	人日分	60	81	98	118

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	474	474	471	467
共同生活援助	人分	236	248	259	267
自立生活援助	人分	-	14	22	30

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	369	425	480	531
地域移行支援	人分	0	5	10	14
地域定着支援	人分	0	4	6	9

#### ④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	238	251	265	276
	時間分	2,977	3,223	3,429	3,602
重度訪問介護	人分	11	14	15	15
	時間分	3,170	3,404	3,409	3,409
同行援護	人分	30	33	36	39
	時間分	364	431	472	511
行動援護	人分	10	13	14	15
	時間分	83	144	171	198
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0



○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	764	783	804	834
	人日分	15,203	15,682	16,354	16,818
自立訓練（機能訓練）	人分	2	3	3	3
	人日分	21	44	44	44
自立訓練（生活訓練）	人分	27	34	42	47
	人日分	391	538	661	759
就労移行支援	人分	103	125	144	162
	人日分	1,726	2,065	2,358	2,638
就労継続支援（A型）	人分	350	367	384	397
	人日分	7,016	7,359	7,772	8,043
就労継続支援（B型）	人分	519	540	559	581
	人日分	9,139	9,493	9,816	10,191
就労定着支援	人分	-	22	27	30
療養介護	人分	23	25	25	25
短期入所（福祉型）	人分	93	101	108	115
	人日分	538	582	622	661
短期入所（医療型）	人分	13	17	19	22
	人日分	50	71	79	91

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	453	452	450	448
共同生活援助	人分	186	199	208	214
自立生活援助	人分	-	7	9	11

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	377	395	417	438
地域移行支援	人分	0	3	5	7
地域定着支援	人分	0	3	4	6

⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	244	252	260	268
	時間分	2,898	3,004	3,099	3,191
重度訪問介護	人分	2	2	3	3
	時間分	28	27	87	87
同行援護	人分	35	39	40	41
	時間分	288	336	358	370
行動援護	人分	5	5	6	6
	時間分	175	175	235	235
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	449	426	437	448
	人日分	8,848	8,994	9,224	9,455
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	22	29	29	30
	人日分	315	419	419	442
就労移行支援	人分	42	47	58	66
	人日分	543	521	679	768
就労継続支援（A型）	人分	144	150	152	154
	人日分	2,825	2,956	2,999	3,042
就労継続支援（B型）	人分	329	345	351	364
	人日分	4,756	5,066	5,180	5,379
就労定着支援	人分	-	26	28	30
療養介護	人分	26	26	26	26
短期入所（福祉型）	人分	68	70	77	84
	人日分	448	463	507	552
短期入所（医療型）	人分	9	13	18	18
	人日分	15	25	33	33

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	268	273	274	270
共同生活援助	人分	83	101	107	125
自立生活援助	人分	-	5	10	12

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	288	297	301	306
地域移行支援	人分	1	6	9	11
地域定着支援	人分	0	4	6	9

## ⑥ 県合計

○訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	1,767	1,869	1,959	2,051
	時間分	25,747	27,518	28,848	30,214
重度訪問介護	人分	39	52	57	64
	時間分	10,163	11,266	11,659	13,353
同行援護	人分	253	281	294	310
	時間分	4,446	4,820	5,040	5,359
行動援護	人分	100	125	140	154
	時間分	1,586	1,876	2,195	2,426
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

○日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	4,658	4,780	4,928	5,088
	人日分	90,827	93,860	97,125	100,211
自立訓練（機能訓練）	人分	3	10	10	13
	人日分	34	134	134	184
自立訓練（生活訓練）	人分	181	229	252	275
	人日分	3,107	3,960	4,380	4,808
就労移行支援	人分	448	511	570	626
	人日分	6,803	7,809	8,710	9,551
就労継続支援（A型）	人分	2,303	2,430	2,562	2,698
	人日分	44,999	48,161	50,881	53,657
就労継続支援（B型）	人分	2,854	3,050	3,204	3,381
	人日分	48,988	52,701	55,385	58,416
就労定着支援	人分	-	118	172	220
療養介護	人分	198	205	211	217
短期入所（福祉型）	人分	723	788	847	899
	人日分	3,886	4,236	4,536	4,804
短期入所（医療型）	人分	143	184	204	219
	人日分	492	595	650	708

○居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	2,316	2,313	2,301	2,275
共同生活援助	人分	1,128	1,242	1,327	1,422
自立生活援助	人分	-	53	78	108

○相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	2,453	2,709	2,840	3,001
地域移行支援	人分	4	30	43	57
地域定着支援	人分	2	26	33	48

## 第6章 国の基本指針に即して定める「第1期障害児福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の「基本指針」(※)に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

今回、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の中で、第1期計画として定めることとします(第6章)。

#### ※ 国の「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19(基本指針)

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、140～142ページに掲載

#### (2) 第1期計画の期間

第5期障害福祉計画と同様、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

第5期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

## (4) 計画の推進体制

第5期障害福祉計画と同様、目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第5期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第5期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

## (5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第1期障害児福祉計画の目標年度である平成32年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

### ①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、支援の種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

## 2 数値（成果）目標

### （1）平成32年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①障害児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、平成32年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定します。

#### ① 障害児支援の提供体制の整備等

##### ア 数値目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本として地域の実情に応じて設定。（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本として地域の実情に応じて設定。（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）



###### 【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。
- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保することを目指します。
- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
- ・平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置することを目指します。

### 【数値目標の積算】

項 目	H28年度実績	H32年度目標
① 【目標値】 圏域ごとに、児童発達支援センターを設置	3 圏域	圏域ごとに設置
② 【目標値】 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	18市町村	42市町村
③ 【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	3 圏域	圏域ごとに確保
④ 【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	4 圏域	圏域ごとに確保

項 目	設置主体	H28年度実績	H30年度目標	備考
⑤ 【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1 ヲ所	1 ヲ所	
	圏域	2 圏域	5 圏域	
	市町村 (圏域での設置を含む)	5 市町村	42市町村	困難な場合は圏域での設置でも差し支えない。

### イ 数値目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加、包容を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村（圏域での設置を含む）それぞれにおいて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。



## ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

### 【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区 分	H28年度 (実績)	H29年度 (見込)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)
障害児入所施設定員数	347人	337人	337人	337人	337人

## (2) 平成32年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、平成32年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の活動指標を次のとおり設定します。

### 【医療的ケア児に対する支援 活動指標】

事 項	H28 年度実績	H32 年度見込
(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	60 人

### 【発達障害者等に対する支援 活動指標】 (再掲)

事 項	H28 年度実績	H32 年度見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2 回	2 回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,595 件	2,600 件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	321 件	320 件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	270 件	270 件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	297 件	300 件

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、その提供体制の整備を行うものとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

### 【障がい児の受入れに関する見込量】

種別	H30 年度見込	H31 年度見込	H32 年度見込
保育所・認定こども園	898 人	907 人	915 人
放課後児童健全育成事業	343 人	351 人	366 人

### 3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

#### (1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

第1期障害児福祉計画においては、平成29年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

#### ① 障害児通所支援

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

## イ サービス見込量

項 目	単 位	29 年度 (実績見込)	第 1 期計画		
			30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	人分	3,323	3,488	3,575	3,641
	人日分	14,632	15,651	16,110	16,516
医療型児童発達支援	人分	125	141	147	154
	人日分	816	935	966	1,004
放課後等デイサービス	人分	3,003	3,298	3,540	3,769
	人日分	32,777	36,428	39,133	41,780
保育所等訪問支援	人分	103	180	208	248
	人日分	135	287	439	587
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	29	41	54
	人日分	-	117	161	217

(注) 居宅訪問型児童発達支援は平成30年度からの支援であるため、平成29年度実績はない。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に「圏域発達障がい支援センター」を設置し、児童発達支援事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部子育て支援課)

(健康福祉部障害福祉課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図り、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ② 障害児入所支援

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う支援
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う支援

### イ サービス見込量

			第1期計画		
項 目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児入所支援	人分	63	63	63	63
医療型障害児入所支援	人分	52	52	52	52

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター」や、「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか」、「国立病院機構長良医療センター」との連携・役割分担により医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児等）の入所ニーズに対応します。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

### ③ 障害児相談支援

#### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後に支援等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う支援

#### イ サービス見込量

項 目	単 位	29 年度 (実績見込)	第 1 期計画		
			30 年度	31 年度	32 年度
障害児相談支援	人分	1,427	1,616	1,751	1,885

#### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 平成31年度に、国において相談支援従事者研修制度の見直しが予定されていることから、その内容を踏まえながら、新しい研修体系を整備し、相談支援提供体制の量と質の確保を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## (2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

### ① 岐阜圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援

項 目	単位	29 年度 (実績見込)	第 1 期計画		
			30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	人分	846	907	939	972
	人日分	4,665	5,117	5,330	5,558
医療型児童発達支援	人分	115	118	121	125
	人日分	767	812	834	860
放課後等デイサービス	人分	1,228	1,376	1,491	1,600
	人日分	15,439	17,397	18,784	20,016
保育所等訪問支援	人分	24	46	55	68
	人日分	38	78	97	137
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	7	9	13
	人日分	-	38	46	77
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	25	25	25	25
障害児相談支援	人分	522	574	629	684

### ② 西濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援

項 目	単位	29 年度 (実績見込)	第 1 期計画		
			30 年度	31 年度	32 年度
児童発達支援	人分	779	799	817	834
	人日分	3,222	3,361	3,463	3,572
医療型児童発達支援	人分	7	8	9	11
	人日分	38	38	43	52
放課後等デイサービス	人分	465	500	530	555
	人日分	4,817	5,245	5,502	5,759
保育所等訪問支援	人分	4	11	13	18
	人日分	7	18	22	33
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	11	12	15
	人日分	-	43	48	61
福祉型障害児入所支援	人分	7	7	7	7
医療型障害児入所支援	人分	7	7	7	7
障害児相談支援	人分	261	286	307	327

### ③ 中濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児  
相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	661	679	694	709
	人日分	2,627	2,724	2,781	2,855
医療型児童発達支援	人分	2	12	13	14
	人日分	10	81	84	87
放課後等デイサービス	人分	573	635	699	776
	人日分	6,121	6,836	7,685	8,695
保育所等訪問支援	人分	58	76	78	85
	人日分	67	86	88	97
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	4	5	5
	人日分	-	21	24	24
福祉型障害児入所支援	人分	11	11	11	11
医療型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
障害児相談支援	人分	207	233	248	264

### ④ 東濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児  
相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	598	633	649	645
	人日分	2,473	2,654	2,719	2,704
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1
	人日分	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人分	465	487	503	508
	人日分	4,835	5,115	5,232	5,280
保育所等訪問支援	人分	11	27	29	30
	人日分	17	55	59	63
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	7	12	17
	人日分	-	15	25	35
福祉型障害児入所支援	人分	8	8	8	8
医療型障害児入所支援	人分	6	6	6	6
障害児相談支援	人分	268	316	320	325

## ⑤ 飛騨圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児  
相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	439	470	476	481
	人日分	1,645	1,795	1,817	1,827
医療型児童発達支援	人分	1	2	3	3
	人日分	1	3	4	4
放課後等デイサービス	人分	272	300	317	330
	人日分	1,565	1,835	1,930	2,030
保育所等訪問支援	人分	6	20	33	47
	人日分	6	50	173	257
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	0	3	4
	人日分	-	0	18	20
福祉型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	169	207	247	285

## ⑥ 県合計

○障害児通所、障害児入所、障害児  
相談支援

項目	単位	29年度 (実績見込)	第1期計画		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	3,323	3,488	3,575	3,641
	人日分	14,632	15,651	16,110	16,516
医療型児童発達支援	人分	125	141	147	154
	人日分	816	935	966	1,004
放課後等デイサービス	人分	3,003	3,298	3,540	3,769
	人日分	32,777	36,428	39,133	41,780
保育所等訪問支援	人分	103	180	208	248
	人日分	135	287	439	587
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	29	41	54
	人日分	-	117	161	217
福祉型障害児入所支援	人分	63	63	63	63
医療型障害児入所支援	人分	52	52	52	52
障害児相談支援	人分	1,427	1,616	1,751	1,885



## 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

### 1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

##### ① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
延べ利用見込み者数	2,500人	2,500人	2,500人

##### ② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

○ 高次脳機能障害相談支援事業

相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

○ 高次脳機能障害啓発・人材養成事業

高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

○ 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関とも連携し、地域連携型の支援システムを構築します。

(健康福祉部保健医療課)

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
実施見込み箇所数	5カ所	5カ所	5カ所
実利用見込み者数	1,700人	1,700人	1,700人

### ③ 障害児等療育支援事業

- 在宅障がい児者の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導及び相談等が受けられる体制の確立を目指します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 各拠点施設の専門的な職員が、訪問療育、外来療育、相談及び保育所等への技術的指導を行います。

【事業の具体的内容】

ア 訪問による療育指導

イ 外来による専門的な療育相談、指導

ウ 障がい児の通う保育所や幼稚園等の職員の療育技術の指導

(健康福祉部障害福祉課)

圏域ごとの障害児療育等支援事業実施見込み箇所数（拠点施設数）

岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨	合 計
1カ所	1カ所	2カ所	1カ所	1カ所	6カ所

実施見込み箇所数

年 度	30年度	31年度	32年度
実施見込み箇所数	6カ所	6カ所	6カ所

## (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

### ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数※

年 度	通訳・筆記	30年度	31年度	32年度
合格者数累計	手話通訳者	20人	26人	33人
	要約筆記者(手書)	57人	63人	69人
	要約筆記者(PC)	32人	37人	42人

※手話通訳者及び要約筆記者(手書・PC)は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することとで、手話通訳者・要約筆記者(手書・PC)となります。

### ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
実養成講習修了見込み者数	15人	15人	15人

### ③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習終了見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
講習修了見込み者数	13人	13人	13人

### (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

#### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	30年度	31年度	32年度
実利用見込み件数	手話通訳者	300件	300件	300件
	要約筆記者(手書)	60件	60件	60件
	要約筆記者(PC)	15件	15件	15件

#### ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	30年度	31年度	32年度
実利用見込み件数	650件	650件	650件

### (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

## (5) 広域的な支援事業

### ① 圏域相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザーを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1人(岐阜圏域は2人)の特別アドバイザーを設置しております。

(健康福祉部障害福祉課)

### ② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的としています。

#### ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援を推進するため、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築することを目的としています。

- 県内7保健所において、地域移行推進会議等を開催します。

(健康福祉部保健医療課)

実施見込み箇所数

年 度	30年度	31年度	32年度
実施見込み箇所数	7カ所	7カ所	7カ所

#### イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター(※)の積極的な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート(精神障がいの当事者(経験者)として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援)を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターを活用した精神障がい者の地域移行・地域生活支援を実施します。  
(健康福祉部保健医療課)

ピアサポーター登録見込み者数

年 度	30年度	31年度	32年度
登録見込み者数	30人	31人	32人

## ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。

このような活動を行うために県によって組織される災害派遣精神医療チームがDPATです。

- DPATの説明会を医療機関に対して実施します。  
(健康福祉部保健医療課)

開催見込み数（医療機関への説明会）

年 度	30年度	31年度	32年度
開催見込み数	1回	1回	1回

## ③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいをもつ障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。  
(健康福祉部障害福祉課)

開催見込み数

年 度	30年度	31年度	32年度
開催見込み数	2回	2回	2回

## 【参考】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画等に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画等において定める事項

別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</li><li>② 障害者に対する職業訓練の受講</li><li>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</li><li>④ 福祉施設から障害者・生活支援センターへの誘導</li><li>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</li></ol>

<p>(二) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</p>	<p>障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成三十二年における成果目標を設定すること。</p>
<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びそのための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、④の平成三十二年末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、平成三十二年までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④ 別表第四の三の項に掲げる式により算出した、平成三十二年末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。</p> <p>① 市町村障害児福祉計画を基礎として、平成三十二年末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかとい</p>



	<p>う視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	平成三十二年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
<p>九 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める事。</p>
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

## 第8章 達成目標

### 【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32 末 目標
見守りネットワーク活動が実施されている自治会の割合	実施率	%	83.6 (H28)	16.4	100.0
助け合い（生活支援）活動が実施されている小学校区の割合	実施率	%	29.7 (H28)	20.3	50.0
乗合バス車両に占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	32.6 (H27)	12.4	45.0
【新】1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のすべての駅におけるバリアフリー化の割合	割合	%	92.0 (H28)	8.0	100.0
【新】特定道路（移動円滑化が特に必要なものとして国土交通大臣が指定した道路）のバリアフリー化率	割合	%	87.0 (H28)	13.0	100.0
【新】主要な生活関連経路の横断箇所における信号機等のバリアフリー化率	割合	%	100 (H28)	—	100.0
交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	42.3 (H28)	11.8	54.1
【新】手話通訳者統一試験合格者数（累計）	合格者数	人	11 (H28)	22	33
【新】要約筆記者（手書）統一試験合格者数（累計）	合格者数	人	45 (H28)	24	69
【新】要約筆記者（PC）統一試験合格者数（累計）	合格者数	人	22 (H28)	20	42
盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計）	養成人数	人	266 (H28)	60	326
【新】失語症者意思疎通支援者養成人数（累計）	養成人数	人	0 (H28)	39	39

【新】要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	割合	%	43.4 (H28)	56.6	100.0
介護福祉士等修学資金貸付利用者数（累計）	貸付 人数	人	684 (H28)	285	969
学生等のインターンシップ、1日体験受入数(介護)（累計）	受入 人数	人	576 (H28)	146	722

## 【Ⅱ】社会参加を進める支援の充実

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32 末 目標
【新】高等特別支援学校の整備件数（累計）	整備 件数	件	0 (H28)	2	2
特別支援学校における教諭の特別支援学校教員免許保有率	割合	%	71.3 (H28)	18.7	90.0
県内障がい者の実雇用率	実雇 用率	%	1.95 (H28)	0.35	2.3
特別支援学校高等部卒業生の就職率	割合	%	33.4 (H28)	1.6	35
「働きたい！応援団ぎふ」登録企業数	企業 数	社	748 (H28)	102	850
多様な障がい者委託訓練による就職率	就職 率	%	30.0 (H28)	20.0	50.0
チャレンジトレーニング事業による就職率	就職 率	%	63.6 (H28)	0.4	64.0
【新】難病生きがいサポートセンターにおける1年間の就労相談件数	相談 件数	数	663 (H28)	—	増加
就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	円	13,718 (H28)	6,282	20,000

福祉施設から一般就労への移行等（※）					
年間一般就労移行者数	移行者数	人	191 (H28)	96	287
就労移行支援事業の年間利用者数	利用者数	人	411 (H28)	83	494
就労移行率が3割以上の事業所の割合	割合	%	24.0 (H28)	26	50.0
【新】就労定着支援による職場定着率	割合	%	— (H28)	—	80.0
【新】東京パラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	選手数	人	5 (H27)	5	10

### 【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実

項 目	設定事項	設定単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32 末目標
難病患者等ホームヘルパーの養成者数（累計）	養成人数	人	1,197 (H28)	153	1,350
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数（累計）	供給戸数	戸	227 (H28)	40	267
福祉施設の入所者の地域生活への移行（※）					
施設入所者数	入所者数	人	2,292 (H28)	0	2,292
地域生活移行者数	平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の3.2%（74人）の地域生活への移行を推進します。				
【新】圏域における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数	平成32年度末までに、全ての圏域において、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。				

【新】市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数（複数市町村による共同設置含む）	平成 32 年度末までに、複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。				
入院中の精神障がい者の地域生活への移行					
【新】 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数（※）	在院者数	人	1,279 (H28)	△172	1,107
【新】 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数（※）	在院者数	人	1,074 (H28)	△105	969
入院後 3 ヶ月経過時点の退院率（※）	退院率	%	63 (H28)	6	69
【新】 入院後 6 ヶ月経過時点の退院率（※）	退院率	%	84 (H28)	0	84
入院後 1 年経過時点の退院率（※）	退院率	%	90 (H28)	1	91
【新】 精神病床における入院需要（県内患者数）	患者数	人	3888 (H26)	△490	3,398
【新】 精神病床における入院需要（県内患者数）急性期（3 カ月未満）	患者数	人	急性期 772 (H26)	8	急性期 780
【新】 精神病床における入院需要（県内患者数）回復期（3 カ月以上 1 年未満）	患者数	人	回復期 529 (H26)	13	回復期 542
【新】 精神病床における入院需要（県内患者数）慢性期（1 年以上）	患者数	人	慢性期 2,587 (H26)	△511	慢性期 2,076
地域生活支援拠点等の整備（※）	圏域数	圏域	1 (H28)	4	5
【新】 圏域ごとに、児童発達支援センターを設置（※）	圏域数	箇所	3 (H28)	5	5
【新】 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築（※）	市町村数	市町村	34 (H28)	42	42

【新】圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保（※）	圏域数	圏域	3 (H28)	5	5
【新】圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保（※）	圏域数	圏域	4 (H28)	5	5
【新】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（市町村においては、圏域での設置も含む）（※）	県数	県	1 (H28)	0	1 (H30)
	圏域数	圏域	2 (H28)	3	5 (H30)
	市町村数	市町村	14 (H28)	28	42 (H30)

#### 【Ⅳ】質の高い保健・医療提供体制の整備

項 目	設定 事項	設定 単位	達成目標		
			基準値 (時点)	期間増	H32 末 目標
【新】超重症児（者）・準超重症児（者）の医療型短期入所月平均利用日数	平均 利用 日数	日	205 (H28)	7	212
【新】超重症児（者）・準超重症児（者）の受入れが可能な医療型短期入所事業所数（累計）	事業 所数	箇所	15 (H28)	1	16
【新】重度障がい児（者）の支援に関する協議の場の設置数（累計）	事業 所数	箇所	17 (H28)	31	48
【新】重度障がい児（者）に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（累計）	配置 人数	人	0 (H28)	60	60
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科健診の実施率	割合	%	77.1 (H28)	12.9	90.0
障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科保健指導の実施率	割合	%	65.7 (H28)	7.3	73.0
園芸福祉サポーター活動実績	活動 実績	施設	141 (H26)	119	260

注：（※）は、第5章「国の基本方針に即して定める『第5期障害福祉計画』」及び第6章「国の基本方針に即して定める『障害児福祉計画』」における数値（成果）目標との重複項目。